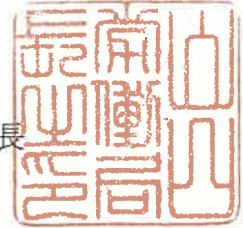


山口労発雇均 1130 第6号
令和5年11月30日

各団体の長殿

山口労働局長



年末年始における年次有給休暇取得促進の御協力について（御依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、「令和5年就労条件総合調査」の結果によると、令和4年に62.1%と、前年より3.8ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。

このため、厚生労働省では、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この年末年始における年次有給休暇の取得促進の気運を醸成するための取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度^(※2)の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことによる働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを用い、広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、ポスター及びリーフレットを以下に掲載しておりますので、御活用ください。また、紙媒体に不足が生じた場合は、担当より送付させていただきますので、本通知末尾に記載の連絡先まで御連絡いただくようお願いいたします。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

(担当) 山口労働局雇用環境・均等室 戎崎
〒753-8510
山口市中河原町6番16号
山口地方合同庁舎2号館5階
(TEL) 083-995-0390

